
QA4-3 避難指示基準を年間 20 ミリシーベルト (mSv) としたのは、チェルノブイリ事故の際の基準とは違うのですか。

A

- ① チェルノブイリ原発事故においては、事故直後は年間100ミリシーベルト (mSv) を避難基準として採用したのに対し、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、事故直後から年間20ミリシーベルト (mSv) を採用しました。
- ② 国際放射線防護委員会 (ICRP) では、原発事故等の緊急時の対策について、各国政府は年間 20～100 ミリシーベルト (mSv) の範囲で、それぞれの国や事故により被災した現地が置かれている状況を総合的に考慮して避難指示の基準を決定するよう勧告しています。日本政府は東京電力福島第一原子力発電所事故時に住民の安心を最優先し、事故直後から最も厳しい値である年間 20 ミリシーベルト (mSv) を避難指示の基準として採用しています。

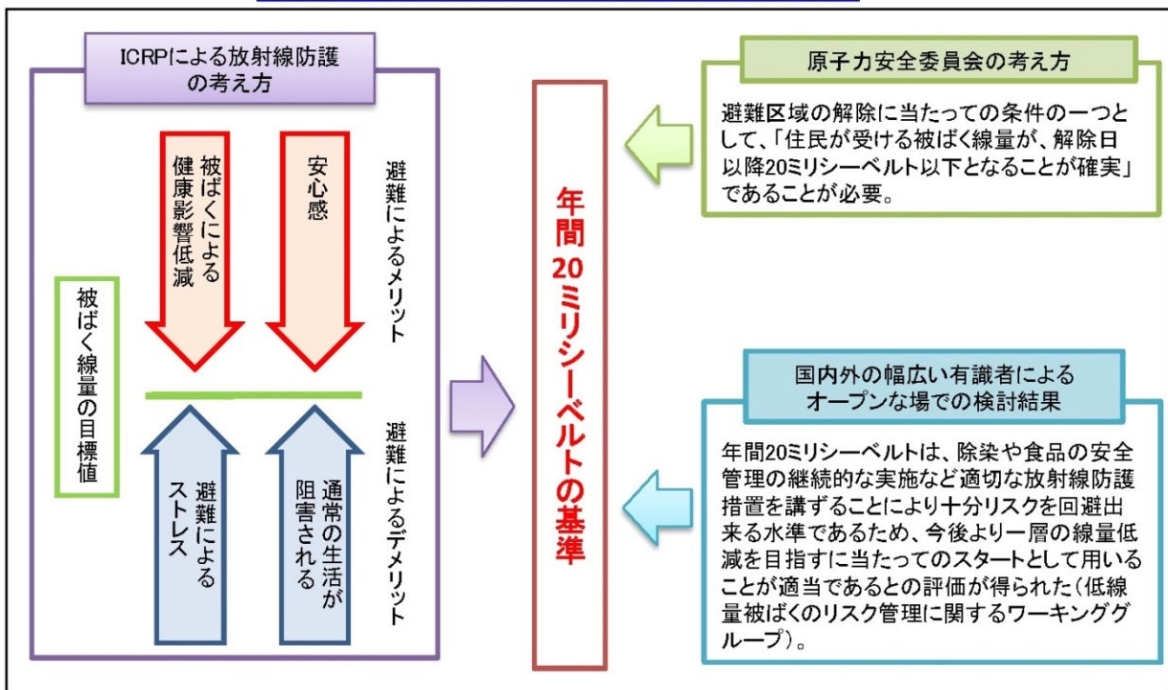
統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 152 ページ「被ばく状況と防護対策」

上巻 第4章 161 ページ「国際放射線防護委員会(ICRP)勧告と我が国の対応」

(解説)

被ばく線量年間20ミリシーベルトの基準採用の考え方



出典：「年間 20 ミリシーベルトの基準について」（平成 25 年 3 月原子力被災者生活支援チーム）より作成

出典の公開日：平成 25 年 3 月 14 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日